

(仮称)長崎市立図書館整備運営事業に関する基本協定書(案)

(仮称)長崎市立図書館整備運営事業(以下「本件事業」という。)に関して、長崎市教育委員会(以下「甲」という。)とグループ(以下「乙」という。)の構成員である[]、[]、[]及び[]は、次の条項により基本協定を締結する。

(目的)

第1条 この基本協定は、本件事業に関し乙が落札者として決定したことを確認し、甲と乙の設立する本件事業の遂行者(以下「事業予定者」という。)との間で締結する、本件事業の基本事項並びに(仮称)長崎市立図書館の設計、建設、施設維持管理、図書館運営の各業務及びこれらに付随し関連する事項を定めた契約(以下「事業契約」という。)の締結並びに本件事業の実施に向けて、甲及び乙双方の義務について必要な事項を定めるものとする。

(甲及び乙の義務)

第2条 甲及び乙は、事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとする。

2 乙は、事業契約締結のための協議に当たっては、本件事業の入札手続に係る審査委員会及び甲の要望事項を尊重するものとする。

(事業予定者の設立等)

第3条 乙は、この基本協定締結後、事業予定者を設立し、事業契約の仮契約締結の日までに、事業予定者に係る商業登記簿謄本を甲に提出しなければならない。

2 前項の事業予定者の設立に当たっては、乙の構成員は必ず事業予定者に出資しなければならない。

3 事業予定者に係る株式の議決権に対する、乙の構成員が保有する株式の議決権の割合は、50%を超えなければならない。

4 乙は、事業予定者の取締役が選任され、又は改選された場合、事業予定者をしてこれを甲に報告させるものとする。

5 事業契約期間中において、乙の構成員は原則として出資比率を変更できないものとする。ただし、本件事業の安定的遂行及びサービス基準の維持が図られるとともに、甲の利益を侵害しないと認められる場合には、甲は出資比率の変更について協議に応じることができる。

(株式の譲渡)

第4条 事業予定者の株式を譲渡し、これに担保権を設定し、又はその他の処分を行う場合には、事前に書面による甲の承諾を得なければならない。

(業務等の委託及び請負)

第5条 乙は、次の各号に掲げる業務等の区分に応じ、当該各号に掲げる者にそれぞれ委託し、又は請け負わせるものとする。

- (1) 設計に係る業務
- (2) 建設工事
- (3) 施設維持管理に係る業務
- (4) 図書館運営に係る業務

2 乙は、前項に規定する業務等を委託し、又は請け負わせる者(以下この条において「受託者等」という。)と事業予定者との間において業務委託契約又は請負契約をそれぞれ締結させるものとし、これらの契約締結後速やかに、契約書等受託者等が当該業務を実施す

ることを約した書面の写しを甲に提出しなければならない。

3 受託者等は、受託し、又は請け負った業務を誠実に履行しなければならない。
(事業契約の締結等)

第6条 甲及び乙は、事業契約に係る仮契約を、この基本協定の締結日から平成17年甲と事業予定者との間で締結させるものとする。ただし、事業契約の締結がなされる前に乙の構成員のいずれかに以下の各号のいずれかの事由が事業契約の締結に関して生じたときは、事業契約を締結しない。

(1) 公正取引委員会が、乙の構成員に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第48条第4項、同法第53条の3又は同法第54条の規定による審決(同法第54条第3項に規定する違反行為がなかった旨を明らかにする審決を除く。)を行い、当該審決が確定したとき(同法第77条第1項の規定によるこの審決の取り消しの訴えが提起されたときを除く。)

(2) 公正取引委員会が、乙の構成員に違反行為があったとして独占禁止法第48条の2第1項に規定する課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が同法第48条の2第6項の規定により、確定した審決とみなされたとき又は同法第49条第2項に規定する当該課徴金納付命令に係る審判手続きが開始され、同法第54条の2の規定により、当該課徴金の納付を命じる審決が確定したとき(同法第77条第1項の規定によるこの審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。)

(3) 公正取引委員会が乙の構成員に違反行為があったとして行った審決に対し、当該乙の構成員が独占禁止法第77条第1項の規定による審決の取り消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(4) 乙の構成員又は乙の構成員の役員若しくは乙の構成員の使用人が刑法(昭和40年法律第45号)第96条の3又は同法第198条の規定に該当し、刑が確定(執行猶予を含む。以下同じ。)したとき。

2 甲及び乙は、事業契約締結後も、本件事業の遂行のために協力するものとする。

3 乙は、事業予定者と甲との間で事業契約が締結された後、速やかに、別紙1の様式による出資者保証書を作成して甲に提出するとともに、事業予定者の株式を保有する乙の構成員以外の者から、別紙2の様式による誓約書を徴求して甲に提出しなくてはならない。

4 甲は、事業予定者又は乙の構成員のいずれかのその責めに帰すべき事由(乙の構成員に第1項各号の事由が生じた場合を含む。)により事業契約を締結しない場合には、乙又は事業予定者に対し、事業契約の契約金額となるべき金額の100分の3に相当する金額を請求することができる。

(準備行為等)

第7条 事業契約締結前であっても、乙は、本件事業に関して必要な準備行為を行うことができるものとし、甲は、必要かつ可能な範囲で乙に対して協力するものとする。

2 前項の協力の結果は、事業契約締結後、事業予定者に速やかに引き継ぐものとする。

(事業契約不調の場合の処理)

第8条 事由のいかんを問わず事業契約の締結に至らなかった場合は、既に甲及び乙が本件事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、第6条第4項及び第9条に規定する金額の請求を除き、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

(談合その他の不正行為に係る賠償の予定)

第9条 事業契約の本契約の締結後、乙の構成員のいずれかが事業契約に関して第6条第1

項各号のいずれかに該当したとき（第6条第1項第1号及び第3号については、独占禁止法第3条、同法第6条、同法第8条第1項第1号、第2号又は同法第19条に規定する違反行為に該当する場合に限る。）は、事業契約の解除にかかわらず、乙の構成員は事業契約の契約金額の10分の1に相当する額の賠償金を支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 第6条第1項第1号及び第3号（同項第2号の審決に係るものを除く。）のうち、審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（一般指定）（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合などに甲に金銭的損害が生じない行為として、乙がこれを証明し、そのことを甲が認めるとき。
- (2) 第6条第1項第4号のうち、乙の構成員、乙の構成員の役員若しくは乙の構成員の使用人が刑法第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。
- 2 前項に規定する場合において、乙の構成員は連帯して賠償金を甲に支払わなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、甲は、その超過分につき賠償を請求することができる。

（秘密保持）

第10条 甲及び乙は、この基本協定に関する事項につき知り得た情報について、あらかじめ相手の承諾を得ることなく第三者に開示しないこと及びこの基本協定の履行の目的以外には使用しないことを確認する。ただし、裁判所により開示が命ぜられた場合、乙が本件事業に関する資金調達に必要として開示する場合及び甲が長崎市情報公開条例（平成13年長崎市条例第28号）に基づき開示する場合は、この限りではない。

（準拠法及び管轄裁判所）

第11条 この基本協定は、日本国に法令に従い解釈されるものとし、この基本協定に関する紛争は、長崎市地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

この協定の締結を証するため、この基本協定書を 通作成し、甲及び グループの構成員が、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲
長崎市教育委員会
教育長

乙：

代表企業

代表取締役

構成員

代表取締役

構成員

代表取締役